

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々へのすみやかな生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を給付します。

支給対象世帯

次の①または②のいずれかに該当する世帯の世帯主に支給します。

- ①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

給付金の支給額

1世帯あたり10万円 ※1世帯1回限り。①と②を重複して受給することはできません。

給付金の支給手続き

上記①、②で手続きが異なりますのでご注意ください。

①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

(1) 市から「確認書」が届きます → (2) 市に返送 → (3) 支給決定通知・支給（口座振込）

- (1) 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項等が記載された「確認書」を順次郵送します。
- (2) 「確認書」が届いたら内容を確認のうえ、同封の返信用封筒にて必要書類を返送してください。
- (3) 市から支給決定通知書を郵送し、給付金を登録口座に振込みます。

※「確認書」の郵送に時間を要する世帯もあります。あらかじめご了承ください。

※世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯は、申請が必要となります。申請書は「確認書」に同封して郵送します。

②新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

(1) 申請が必要です → (2) 確認 → (3) 支給決定通知・支給（口座振込）

- (1) 給付金を受取るには申請が必要です。 **申請期限：9月30日(金)**

〈申請に必要な書類〉

申請書、本人確認書類の写し、世帯の状況を確認できる書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、申立書、令和3年中の収入の見込額または任意の1カ月の収入状況が確認できる書類

※申請書等は、福祉総務課窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等提出先：福祉総務課（福祉事務所2階） ☎ 31-0664

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 福祉総務課」宛

- (2) 申請受付後、支給要件を満たしているかどうかの確認を行います。
- (3) 支給要件を満たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

※配偶者やその他親族からDV等により避難している世帯も、要件を満たせば所定の手続きにより給付金を受取ることができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

市福祉総務課 地域福祉係 ☎ 31-0664（平日8:30～17:15）

FAX 23-5454 ✉ fukushi@city.masuda.lg.jp